

平成17年3月1日
三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
第11回畜産企画部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開	会	1
2 . 委員の出欠状況確認	1	
3 . 資 料 説 明	1	
4 . 意 見 交 換	2 0	
5 . 閉	会	3 5

開 会

清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第11回畜産企画部会を開催させていただきます。

まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。それぞれ資料の番号が付されております。

資料1、議事次第から、資料2。資料3は基本計画の原案でございます。資料4は基本計画の関係資料ということでございます。資料5-1が酪肉基本方針の本体の資料。資料5-2は修正箇所等がわかるように下線を付したものでございます。資料5-3が酪肉基本方針の概要でございます。資料6は生産コスト低減目標。資料7は需要、生産数量の設定の考え方。そして、家畜、鶏の改良増殖目標の案、これは資料8-1でございます。改良増殖目標案の概要が資料8-2。そして、資料9としまして、パブリックコメントの結果でございます。

最後に、資料番号は付しておりませんが、竹林委員から事前に御意見の御提出がありましたので、配付させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

生源寺部会長 委員の皆様におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、ありがとうございました。

委員の出席状況確認

生源寺部会長 議事に入ります前に、事務局から本日の出席状況の御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 本日の出欠状況でございます。伊藤委員、遠藤委員、近藤委員、竹林委員、土井委員、永野委員、平井委員、山口委員、吉田委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるとのことでございます。

生源寺部会長 ありがとうございました。

資 料 説 明

生源寺部会長 酪肉近代化基本方針につきましては、昨年2月から本部会を開始し、これまで10回にわたり議論を重ねてまいりましたが、残すところ今回と次回、3月22日の2回となったわけでございます。次回は酪肉近代化基本方針と家畜及び鶏改良増殖目標の答申を予定しております。従いまして、実質的には本日が最終的な御議論の場となるかと考えております。委員の皆様におかれましては、この点を御理解の上、御議論いただきますよう、お願いいたします。

事務局から、本日用意していただきました資料について御説明をいただきます。その後、委員の皆様から御意見あるいは御質問等を御自由に御発言いただきたいと思います。

本日の閉会時刻でございますけれども、遅くとも 16 時を目途としてまいりたいと思いますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思ひます。

初めに、資料 3「食料・農業・農村基本計画原案」から、資料 7「需要の長期見通しと生産数量の目標設定の考え方」までを畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。

お手元資料の資料 3 から 7 につきまして、私の方から御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、お手元の資料 3 を御覧いただきたいと思ひます。こちらの方は、本審企画部会で審議されております食料・農業・農村基本計画の原案でございます。去る 2 月 24 日に開催されました第 30 回の本審企画部会において配付されたものでございます。最終的な数値目標の案等につきましても記入されているものでございます。

本日は、ただいま部会長のお話もございましたように、酪肉近代化基本方針と家畜改良増殖目標につきましての事実上、最終の御議論の場ということでございます。後程御説明いたします酪肉近代化基本方針の内容に関連する部分がございますので、資料 3 の基本計画の原案の、特に後の説明に関連してくる部分について、冒頭、御説明を申し上げたいという趣旨でございます。

まず、1 ページ、お開きいただきますと目次がございます。全体構成といたしましては、第 1 として、食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針がございます、飛んで、第 2 が食料自給率の目標という構成になっております。

1 ページ下の方に 2 として、食料自給率の目標の設定に当たっての基本的考え方がございまして、1 ページおめくりいただきますと、次のページの 2 行目に (3) として、具体的な食料自給率目標の設定とございます。この部分が一つ関連する部分。

それから、ページの真ん中あたり、4 として食料自給率の目標とございます。特にこの中の (2) 生産努力目標、こちらの方が酪肉近代化方針にも関連してくるということでございます。

また、その下、第 3、食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策とございまして、隣のページ、ページの 3 行目に 2 番として、農業の持続的な発展に関する施策とございます。この (4) 経営安定対策の確立とございまして、その下に品目別政策の見直しとございます。この点につきましても関連するということで、今申し上げた点につきまして、本文の方で御説明をさせていただきたいと思ひます。

ページ飛びまして恐縮でございますが、18 ページをお開きいただきたいと思ひます。18 ページ、(3) といたしまして、具体的な食料自給率目標の設定とございます。(3) の 8 行目から御覧いただきたいと思ひます。「3 で掲げる「重点的に取り組むべき事項」への取組に万全を期して課題の解決を図ることとし、その場合に実現可能な姿として、4 で掲げるとおり、「平成 27 年度における望ましい食料消費の姿」及び「平成 27 年度における農業生産の努力目標」を示し、それらを踏まえたものとして、主要品目別の自給率の目標や総合食料自給率目標等を示すこととする。」という構成になっております。

「その上で、平成 27 年度における自給率目標 後程御説明しますが、カロリーベースで 45% という目標になっているわけでございますが が実現した次の段階には、5 割以上の供給熱量自給率の実現が見込まれるものとなるよう、国産農産物の輸出の更なる

拡大や、革新的な新技術を通じた生産性の大幅な向上、機能性を付与した農産物の開発等を通じて、今までになかったような新たな需要先の開拓に取り組むこととし、今回の計画期間から、そのために必要な条件整備を進めることとする。」というのが自給率設定の基本的な考え方でございます。

その隣のページ、19 ページを御覧いただきたいと思います。下段に大きな3として、食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項とございます。(1)として、食料消費の面について3点ほど重点事項が掲げられております。見出しだけ申し上げますと、5行下にアとして、分かりやすく実践的な食育と地産地消の全国展開、次の20ページにまいりまして、頭から7行目、イとして国産農産物の消費拡大の促進、その次、5行ほど飛んで、ウとして国産農産物に対する消費者の信頼の確保というのが重点的な課題とされております。

また(2)農業生産面での課題ということで、20ページの真ん中から下のところにアとして、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、イとして食品産業と農業の連携強化、ウとして効率的な農地利用の推進というのが掲げられております。特に21ページの頭から5行目に、効率的な農地利用の推進の一環として、耕畜連携による飼料作物の生産あるいは飼料用稲の新品種の開発ということが掲げられておるわけでございます。

こうした消費面、生産面での課題が解決された場合に実現する姿といたしまして、ページ飛んで恐縮ですが、22ページをお開きいただきたいと思います。22ページ中段、食料自給率の目標とございます。(1)として、望ましい食料消費の姿が示されております。

とございますが、ポイントとしては、栄養バランスを取るという観点から、脂質熱量割合が現状の29%から27%に低下すると見込む。さらに、穀類の消費はほぼ横ばいで、カルシウム等微量栄養素等については増加する。さらに、のところにございますように、廃棄物の減量化等を図ることによって、供給熱量と摂取熱量の差が1割程度減少するというふうに見込まれているわけでございます。

そうしまして、27年度に望ましい食生活が実現する場合の消費の姿と、1人当たりの消費の姿は23ページの表、15年度と27年度の品目別の1人当たり消費量の対比という形で示されております。

以上が消費関係でございます。

ページ飛びまして恐縮ですが、25ページに(2)として生産努力目標でございます。しからは、この消費に対して国内生産を、どういうふうな努力目標を立てていくかという部分でございます。冒頭記述にございますように、農業生産に関する課題が解決された場合に実現可能な国内生産の水準と併せて、主要品目ごとの生産面での課題を示すということで、具体的には第5表という形で、26ページから27ページにかけて生産の努力目標が掲げられてございます。

酪農・肉用牛関係で申し上げますと、まず26ページ、一番下の段、最下段でございます。畜産物とございまして、生乳でございます。15年度840万トンの現状というところから、平成27年度に928万トンという生産量を目指す。さらに、その右の欄に、農業者その他関係者が、これに向けて積極的に取り組むべき課題ということで掲げられてございます。

その欄にございますように、新規就農促進等による担い手の育成・確保、あるいは乳用

牛の能力向上、あるいは飼養管理技術の高度化等を通じた低コスト化ということで、生産コストの2割程度の低減、あるいは支援組織の活用による省力化を通じた経営体質強化、あるいは輸入品に競争力を有する生クリーム等の液状乳製品、チーズ等の需要拡大、あるいは流通・加工コストの低減を図るといったための生産供給体制を確立ということ課題として挙げられているわけでございます。

また、27 ページ上段、一番上の欄でございます。これは牛肉が掲載されております。平成 15 年度、国内産で 51 万トン、枝肉ベースでございますけれども、これが平成 27 年度 61 万トン、10 万トンの増を目指すということでございます。課題といたしましては、新規就農の促進等による担い手育成・確保、繁殖雌牛増頭による規模拡大、さらに繁殖能力の向上等による生産コストの2割程度の低減、さらには支援組織の活用による省力化等を通じた経営体質強化ということと、業務用、加工用需要に対応した生産供給体制を確立するというところでございます。

その後、畜産関係では豚肉、鳥肉、鶏卵というふうが続いているわけでございます。真ん中からやや下段にサトウキビ、お茶として、その次に飼料作物とございます。飼料作物につきましては、15 年の 352 T D N 万トンということでございますが、27 年度に向けて 524 T D N 万トンに生産拡大するという目標を立てております。

課題といたしましては、右欄にございますように、転作田での飼料用稲等の作付拡大、国産稲わらの利用拡大等による飼料作物の生産を拡大、低未利用地を活用した放牧拡大、草地の効率的利用あるいは優良多収品種の育成等々を通じて生産コストを3割低減することを課題として掲げられておるわけでございます。

以上が生産努力目標の概要でございます。

ページ飛びまして、30 ページをお開きいただきたいと思っております。これらを踏まえまして、(3) 30 ページに食料自給率の目標ということで、第4表の望ましい消費の姿、第5表の生産努力目標を前提として諸課題が解決された場合に実現可能な水準ということで、31 ページ、32 ページに目標が示されております。

31 ページは品目別の重量ベースの食料自給率目標でございます。牛乳・乳製品は現行 69%が75%、肉類については54%が62%、牛肉については39%が現状維持の39%という目標が示されているところでございます。

また、32 ページでございます。11 表に、いわゆる供給熱量ベースの総合自給率ということで、平成 15 年度 40%を27年度に45%に向上させるという目標を掲げております。

参考までに第12表では生産額ベースの食料自給率。前回、これが参考であったわけでございますが、今回は目標の一環ということで、27年度76%を目指すということで、野菜、果樹等の低カロリーのもの、あるいは畜産も飼料自給率に影響されるというところもございまして、今回、生産額ベースも併せて目標として位置付けられるということが示されているところでございます。

また、13 表でございます。表の中に3つございまして、一番下段の飼料自給率につきましては、平成 15 年度 24%、粗飼料自給、完全自給を目指す、あるいは濃厚飼料につきましては食品残さのリサイクルの推進等によりまして向上を目指すということで、トータルとして、35%を27年度の目標ということで掲げておるわけでございます。

33 ページにまいりまして第3、食料、農業、農村に関し総合的、計画的に講ずべき施

策というところに一連の施策が書いてあるわけでございます。また、ページ飛んで恐縮ですが、43ページをお開きいただきたいと思います。

42ページの上段、(4)として、経営安定対策の確立という項の一環でございますけれども、43ページにイとして品目別政策の見直しとございます。読み上げますと、「野菜、果樹、畜産等における品目別政策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に速やかに見直しを行う。その際、品目ごとの特性を踏まえて施策を具体化する。」ということが掲げられておるわけでございます。

以上が基本計画の原案でございます。こういった基本計画との整合性も図りつつ、これから御説明を申し上げる酪肉近代化基本方針の原案を事務局でまとめさせていただいたものでございます。

なお、資料4は、食料・農業・農村基本計画とあわせて公表される関係資料でございます。これも本審企画部会で2月24日に配付されたものでございますけれども、説明の方は省略させていただきたいと存じます。後程御参照いただければと思います。

資料5-1に移らせていただきまして、こちらが本日の本題の一つでもございます酪農、肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の原案でございます。ただ、この基本方針の案につきましては、御案内のとおり、これまでも12月10日の畜産企画部会・価格等部会の合同会議ですとか、前回の2月4日の畜産企画部会でも御議論を重ねていただいているところでございます。そういったこれまでの積み重ねがあるものでございますことから、本日の説明につきましては、資料5-2を用意させていただいております。

資料5-2は前回、2月4日の畜産企画部会にお配りしたのから、この間、どこが変わったかというものを下線を入れてお示しをしたものでございますが、内容的には資料5-1も5-2も同様でございますけれども、説明の便宜上、資料5-2を使って御説明をさせていただきたいと思います。

なお、アンダーラインを引いてある箇所は、ポイントの部分、本文の部分、両方にわたっておりますけれども、両方重複する場合もありますことから、説明につきましては本文の主な修正点について、以降行わせていただきたいと思います。

まず第1ページでございます。第1ページにつきましては、特に変更はございません。

第2ページをお開きいただきたいと思います。2ページ、(2)の でございます。前回の企画部会で、家畜改良ですとか、サービス事業体について、(2)の部分で触れるべきではないかという御意見がありましたことを踏まえまして、真ん中の欄からですけれども、「家畜の能力向上や飼養管理技術の高度化等に対応した低コスト化やコントラクター等のサービス事業体の育成・活用を通じた省力化の推進による酪農経営、肉用牛経営の体質強化、需要に対応した生産・供給体制の構築等が求められている」というふうに修文をさせていただいております。

また、 でございます。 につきましては、意味的には前回と変わっておらないんですが、他の との記述のバランスから、政策効果を前の方ではなくて後ろの方に持ってくるということで文章の構成を入れかえさせていただいております。意味的な変更はございません。

それから、2ページ、 のところでございます。後半の部分でございますが、前回、

「健全な消費者ニーズを育てる」という表現は必ずしも適当ではないのではないかという御意見があったことを踏まえまして、アンダーラインございますように、「消費者と生産者のパートナーシップを深め、消費者自らが栄養バランスから生産・環境の観点に至るまでの幅広い視野をもって食品を選択することができるよう、食育の推進を図る」云々という文章に変更させていただいております。

3ページにまいりまして、1行目、「循環型社会の構築」を「循環型社会への移行」ということで、表現の適正化を図らせていただいております。

3ページの3行目、(3)の параグラフでございます。最後の2行を御覧いただきますと、それまでの欄に、これこれの施策や取組を展開することにより、「我が国の畜産業の安定的な発展を図る」というのが原案だったわけでございますが、前回、この酪肉近代化方針が消費者、国民にとってどういうメリットがあるのかということ进行を明らかにすべきではないかという御意見があったことを踏まえまして、畜産業の安定的な発展の後に、「消費者から支持される畜産物の安定供給の実現を図る」ということを明記させていただいたということでございます。

それから、3ページの真ん中あたりから国際化の進展に対応する産業構造の確立、(1)担い手として明確化すべき経営形態の考え方のくだりでございます。ポイントを省略しまして、本文を御覧いただきますと、のところでございますが、「水田作や畑作等」という表現があったんですが、前回、畑作は構造改革が進んでいるという御意見がありましたことを踏まえて、畑作のくだりを削除させていただいております。

4ページにまいりまして、最初の行でございますけれども、酪農・肉用牛において、認定農業者制度の定着が図られているというくだりについて、前回の意見を踏まえて、「他作目と比べて相当程度」ということを加えさせていただき、表現の適正化を図っております。

の「担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者のほか、肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離や産地銘柄化等の推進など生産形態の特性や地域の実情を考慮しつつ認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける」ということで、前回まで、この部分は基本計画との整合性を確保ということで、一部ペンディングになっておったわけでございますが、最終的に、こういう原案でいかがかということでございます。

なお、これまでも御説明しておりますとおり、畜産は他作目に比べますと、認定農業者の割合も現在でも高いということでございますけれども、認定農業者は担い手として位置付けるということは当然でございますけれども、例えば現在でもJA酪農部会あるいは肥育部会、繁殖部会などといった生産組織の中で、既存の組織内の認定農業者を核として、新たな認定農業者の育成あるいは組織全体の生産性の向上に積極的に取り組んでいる事例が現在でも少なからずあるという、生産組織の中では、そういう中でもまれて将来、認定農業者に発展していくと見込まれる者が十分に存在すると見込まれるといった実情もございますことから、認定農業者はもちろん、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態も担い手として位置付けるということにいたしてはどうかということでございます。

なお、こういった経営を認定農業者に準ずる担い手として位置付けるかという点につきましては今後、引き続き検討を進めまして、17年度中を目途に具体的な成案をまとめる

ということにいたしたいと考えておる次第でございます。

以上が担い手の関係でございます。

それから、(2) サービス事業体の定着・普及、5 ページ、(3) の人材の育成・確保につきましては、ポイントのところの表現の適正化ございますが、本文についての修正はございません。

6 ページ目を御覧いただきたいと思います。6 ページ、(4) の経営安定のための施策のあり方でございます。これも前回まで基本計画との整合性確保ということで一部検討中になっておったわけでございますけれども、本文のアンダーラインの部分の御覧いただきますと、「経営安定対策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上されることを基本に見直しを行い、平成 19 年度から見直し後の対策へ移行する。」ということでございます。

また、「WTO 農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向等を踏まえ、必要な対応を検討する。」ということで、具体的には経営安定対策、7 ページ、上段の表にありますように、3 つの制度があるということで、これまで御説明をさせていただいてきたところでございますが、それぞれ加工原料乳補給金制度については生乳全体の需給安定、肉用子牛生産者補給金制度については牛肉自由化の影響緩和、肉用牛肥育安定対策事業につきましては、肉用牛肥育経営の安定という、それぞれ制度の目的があるわけでございます。また、これまで、これらの制度が果たしてきた効果があるわけでございます。

これらを十分に踏まえまして今後、対象経営を明確化し、経営の安定を向上させるという観点から、それぞれ検討を引き続き行い、見直しの必要があるものについては、19 年度から見直し後の対策に移行するという趣旨でございます。

また、現在、WTO 農業交渉継続中でございますけれども、この決着時期はまだ見通せない段階でございますが、この動向いかんによっては必要な対応をそれぞれの制度について検討する必要があるということを書かせていただいている次第でございます。

経営安定対策は以上でございます。

お隣、7 ページ、下段(5) の生産段階におけるコスト低減等による経営体質強化のくだりでございます。8 ページをお開きいただきまして、8 ページのイの部分でございます。この部分は牛乳・乳製品の高付加価値化を図るための生産者と消費者の連携などを記述しているところでございます。

前回の意見で、すべての生産者が対象になるということではないのではないかと御意見がありましたことを踏まえて、最後の行に、こういった「産直活動等により経営体質の強化を図ろうとする生産者の取組を推進」ということで、こういう経営戦略を採用する農業者を対象として推進していくという趣旨を明らかにさせていただいたものでございます。

また、ウでございます。「こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10 年程度後における生産コストに関する目標を設定する。」ということで、酪農経営の生産コストについては、27 年度に向けて現状の 8 割、具体的には 2 割程度の削減を目標とするということを明記させていただいております。なお、この生産コストの考え方につきましては、後程資料 6 のところで御説明させていただきたいと思っております。

それから、 の肉専用種繁殖経営でございます。9ページの3行目、ウのところ、同様に生産コスト目標、現状8割程度というふうに位置付けさせていただいております。

9ページ中段、肉専用種肥育経営でございます。イのところでございますが、前回企画部会で肥育期間短縮の具体的方策を記述すべきではないかという御意見がございました。これを踏まえまして、イの部分でございますが、「なお、肥育期間においては、繁殖段階において過度に脂肪が蓄積した子牛について肥育段階で飼育直しが行われたり、肉質の向上を目指して個体ごとの能力に応じた適正な期間を超えて飼養が継続され、長期化する傾向があるが、その短縮は、飼料給与量や家畜排せつ物の減少を通じて、経営体質の強化だけでなく、環境保全にも資するものである。このため、適正な発育段階にある子牛導入による肥育開始月齢の早期化や、個体の能力に応じた収益効率の高い月齢での出荷を促進することなどによる肥育期間の短縮に向けた取組を推進する必要がある。」ということで、前回の案に比べまして、少し言葉を補って具体的に記述をさせていただいた次第でございます。なお、ウの部分のコスト目標につきましては、これまでの畜種と同様でございます。

それから、 乳用種・交雑種育成経営でございます。これもイのところ、生産コストを現状の8割程度という目標を加えたということでございます。

お隣11ページ、 乳用種・交雑種肥育経営でございます。イの部分でございますが、これも肥育期間の短縮の具体的な方策について記述を前回よりも具体化させていただいたということが一つ。それから、ウにコスト削減目標を位置付けさせていただいたということでございます。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。12ページのイの部分。このパラグラフは生産情報公表JAS、あるいは有機畜産JASを活用したオーガニックミルク、オーガニックビーフ等、こういったものによる高付加価値化の取組といったことを記述した部分でございます。これもすべての生産者にこれを求めるという趣旨ということではないということを明示するために、最後に、「高付加価値化・差別化を図ることにより、経営体質の強化を図ろうとする生産者等の自主的な取組を推進」ということを明示させていただいたというものでございます。

それから、13ページから、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成の関係でございます。13ページ、14ページは特に変更はございません。

15ページの3行目、(4)の放牧の関係のところでございます。従来の文章は、耕作放棄地、野草地等の低未利用地を活用した放牧ということが強調されておったわけでございます。当然のことではございますが、牧草地における放牧というものは推進するということを明記するというので、「牧草地での放牧と併せ」というくだりを追加させていただいております。

16ページをお開きいただきたいと思います。中段 の5行目の中ほどからでございます。「伝染性疾病が発生した場合など食の安全・安心に影響を及ぼしかねない事態には」云々でございます。これも前回、疾病発生の場合以外でも国民に分かりやすい情報提供をする場合がある場合には、これをなすべしという御意見がありましたことを踏まえて、疾病発生以外の場合においても必要な場合には必要な情報を提供するということを明記したものでございます。

それから、17ページでございます。(3) 両方共通でございますが、前回、乳業

あるいは食肉処理施設だけでなく、加工・流通における安全性確保のための取組の必要性を記載すべきではないかという御意見がございましたので、牛乳・乳製品あるいは牛肉の部分について、加工、小売業あるいは流通業者という段階における安全性確保の必要性を記載させていただきました。

また、17 ページの(4) の牛肉トレーサビリティの関係でございます。現在、法律で義務付けられておるわけでございますけれども、この制度のさらなる改善に努めるということをお知らせさせていただくということで、一部修文をさせていただいております。

それから、18 ページ、中段から食育の関係でございます。最後の行の後半からですが、「幅広い視野をもって食品を選択できるよう」云々でございます。これも健全な消費者ニーズを育てるという表現が必ずしも適当ではないのではないかという御意見を踏まえて、一部表現の見直しをさせていただいております。

20 ページからは家畜排せつ物の関係でございます。21 ページ、4 行目の環境規範の導入のくだりでございますが、このところアンダーラインがありますように、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範ということで、趣旨の明確化を図らせていただいております。

以下、22 ページ、23 ページは修正ございません。

それから、24 ページ、第2のところ。前回まで基本計画との整合性を図るということで検討中としておったところでございます。先程申し上げましたとおり、基本計画の方も数値目標が入りましたので、整合性を図る形で入れさせていただいております。

まず、1の需要の見通しでございます。本文ずっと書いてありますが、上から8行目ぐらいのところから御覧いただきますと、「牛乳・乳製品は、日本人に不足しがちなカルシウムに富み、今度ともその摂取を増やすことが望ましいとされており、チーズ、液状乳製品等の消費の伸びが見込まれる。また、牛肉は我が国におけるBSE発生に伴う需要の落ち込み以降、需要は回復傾向で推移しており、この傾向は今後とも継続するものと見込まれる」ということで、このことから、27年度における牛乳・乳製品の国内消費仕向け量は1229万トン、牛肉については157万トンと見込んだということでございます。

それから、2の生乳の地域別需要の長期見通しの関係でございます。飲用向け需要はおおむね横ばい、乳製品向け需要はチーズ、液状乳製品を中心に増加傾向ということで、飲用需要向け需要量は498万トン、地域別については25ページ記載のとおりということで、乳製品需要は419万トン、国内産需要計として928万トンという数字を示させていただいております。

3の生乳の地域別生産数量の目標でございます。先程生産努力目標のところにございましたように、新規就農の促進等々による担い手の育成・確保等々によりまして、国内生産の増大を図ることが課題と。生乳の全国及び地域別の生産数量の目標については、こうした課題が解決された場合に実現可能な目標ということで設定するというで、具体的には26ページの表にございますように、地域別の生産数量の目標を設定しておるところでございます。

また、4番の牛肉の生産数量の目標でございます。こちらも新規就農促進等による担い手育成・確保等々によりまして、経営体質強化を図ることにより国内生産を図ることが課題ということで、こうした課題が解決された場合に実現可能な目標ということで、61万

トンという目標を、先程の生産努力目標と同様に立てております。

5番の乳牛、肉用牛の地域別飼養頭数の目標でございます。27ページの表に記載のとおり地域別及び全国の目標を入れさせていただいております。

なお、第2のところ御説明しました需給見通しの数字の根拠なり考え方につきましては、資料7で後程詳細に御説明を申し上げたいと思います。

28ページから近代化酪農経営、肉用牛経営の基本的指標でございます。28ページ、29ページ、30ページ記載事項につきましては、前回までに御説明をさせていただいております。

31ページから33ページに新たな経営指標がつけてございます。酪農について、8類型をお示しさせていただいております。

まず31ページ、左側の縦の欄を御覧いただきますと、一番上から7つ目ぐらいに外部化とございます。また、その下の飼料生産の2つ目に外部化ということで、今回、新しく外部化としてヘルパーを使ったのか、コントラクターを使ったのかどうかと、これを明示させていただいたというのが一つでございます。

また、左端の欄の一番下を御覧いただきますと、経営という欄がございます。粗収入、経営費、主たる従事者1人当たり所得ということで、今回、特に主たる従事者1人当たり所得を新たに明示させていただいたということで、作らせていただいております。

具体的な中身でございます。1番から4番までが、具体的には土地条件の制約が小さい地域ということで北海道を想定した経営ということで、4類型をお示しさせていただいております。

まず1類型目につきましては、60頭飼。現在、北海道の経産牛の平均飼養頭数は55頭ぐらいですから、ほぼ平均的な規模の経営ということでございます。つなぎ・パイプラインで集約放牧を52ヘクタールやっただく。作付延べ面積69ヘクタールを有していただき、さらに最新鋭の技術を活用した上で、ずうっと下の方になりますが、生産コスト52円というもの、現状の平均に比べて約2割減でございますが、この水準を実現していただき、最終的に1人当たり所得として750万円ということでモデル類型を作らせていただいております。

なお、他産業並みという所得ですけれども、従来からも御説明しておりますように、地域によっても異なりますが、全国平均で見ますと、大体530万円を目安にしております。第1類型で申し上げますと、平均的な規模で放牧をやりつつ他産業並みの平均である530万円をかなり超える所得が確保できるという類型を作らせていただいております。

以下、同様に御覧いただきまして、第2類型は80頭つなぎ飼、64ヘクタールを耕作し、一番下の欄、主たる従事者750万円の所得というものでございます。第3類型は120頭、フリーストール、ミルクパーラーを導入し、コントラクターを活用しつつ、89ヘクタール飼料生産をし、最終的に800万円の所得。第4類型、これは法人経営、3戸協業経営というもので、250頭飼、フリーストール、ミルクパーラー経営で、171ヘクタールの飼料作を行い、1人当たり900万円。その上に2000×3人とありますが、3戸協業経営ですので、主たる従事者が3人おられると、900万円の所得を得られる方が3人おられるという前提でございます。

5番から8番が都府県の類型でございます。都府県の場合、平均経産牛飼養頭数30頭

程度ということでございますが、第5類型は平均よりも少し多い程度の40頭飼い、つなぎ・パイプラインで18ヘクタール耕作していただき、生乳コストは約2割減の67円。これにより、主たる従事者600万円の所得ということでございます。

6番目でございますが、80頭飼い、つなぎで、こちらは耕畜連携によりホールクロップサイレージを餌として活用していただき、27ヘクタールを耕作していただき、1人当たり900万円の所得という類型でございます。

7番が120頭飼い、フリーバーン・ミルクパーラー経営で、43ヘクタールを耕作していただき、主たる従事者1,050万円所得。

8番目が法人経営。これも3戸協業でございまして、フリーバーン・パーラーの200頭飼い、50ヘクタール耕作していただき、3人の主たる従事者がそれぞれ950万円の所得という点を作らせていただいております。

以上が酪農関係でございまして、32ページ、肉用牛繁殖経営でございます。1番、2番目が主として北海道を想定ということでございます。

1番につきましては、家族経営で、これは繁殖雌牛50頭かつタマネギを複合経営として生産しておられるという前提でございます。ホールクロップサイレージを活用していただき、15ヘクタールの自給飼料生産を行っていただく。さらに分娩間隔の短縮、あるいは初産月齢の短縮、あるいは出荷月齢の早期化ということを図っていただきつつ、1頭当たり生産コスト、一番下から3つ目の欄でございますけれども、31万4000円ということで、現状よりも27%コスト減。これによりまして、主たる従事者1人当たり600万円という所得を想定しております。

2番目でございます。同じ北海道で繁殖雌牛100頭飼い。これで45ヘクタールの飼料生産を行っていただき、同様な飼養管理の高度化をした上で、1人当たり950万円の所得。

それから、第3類型でございます。3、4、5は都府県を想定しております。第3類型は雌牛30頭飼い、これはトマト生産の複合経営を想定しております。かつ、下にございますように、16ヘクタール耕作していただき、うち11ヘクタールは水田での放牧をしていただく。これを想定して、1人当たり600万円の所得。

4番目は80頭の繁殖雌牛、25ヘクタール耕作で、600万円。

第5類型は、新たに追加した法人経営の類型で、これも3戸協業を想定しております。繁殖雌牛200頭飼いで、80ヘクタール耕作のうち、野草地も含めた放牧を、80ヘクタールのうち48ヘクタールを放牧する。3人の主たる従事者がそれぞれ650万円の所得という前提でございます。

33ページが肉用牛の肥育一貫経営でございます。第1類型が肉専肥育150頭ということで、この肥育経営につきましてはすべて低未利用資源を活用し、コスト削減を図るということをお前提にしております。もちろん肥育開始月齢の早期化、出荷月齢の早期化、あるいは肥育期間の短縮ということをお、飼養管理の高度化を図るという前提で、1頭コストを現状よりも25%削減し、1人当たり650万円の所得ということでございます。

2番目が1戸1法人でございますが、肉専用種の繁殖肥育一貫経営をお示ししております。これも新たな視点でございますが、肥育100頭、繁殖50頭ということで、12ヘクタールの自給飼料を行いつつ、600万円の所得。

3 番目でございますが、乳用種・交雑種の育成でございます。乳用種・交雑合計で 500 頭飼い、32 ヘクタールの自給飼料を行いつつ、600 万円の所得。

4 番目でございますが、乳用種・交雑種の肥育、乳用・交雑合計で 250 頭、9 ヘクタールの自給飼料生産を行い、1 人当たり 850 万円。

5 番目も 1 戸 1 法人でございますが、乳用種ホルスタインの育成、肥育の一貫経営でございます。肥育 400 頭、育成 160 頭という前提で、20 ヘクタールの自給飼料生産を行い、1 人当たり 600 万円というモデルをお示しさせていただいたところでございます。

経営指標関係は以上でございます。

それから、34 ページから集乳、乳業の合理化、肉用牛、牛肉流通の合理化の関係でございます。34 ページ、35 ページ、36 ページ、37、38、39 ページまで変更ございません。

40 ページをお開きいただきたいと思っております。下から 2 つ目のパラグラフ、 を加えさせていただきますいております。この企画部会で数次にわたりまして牛肉の表示の問題が取り上げられたわけでございますけれども、これまでの御意見を踏まえまして、ここに書いてございますように、「また、我が国で生産された牛肉に用いられている「和牛」、「国産牛」などの表示については、品種ごとの特徴等について、消費者に対し分かりやすい情報提供と適正表示の徹底に努めるとともに、消費者や流通業者などの関係者の意見を十分に踏まえながら、表示の改善に取り組む必要がある。」という趣旨をはっきり書かせていただいております。このパラグラフが追加されております。

資料 5 - 2 につきましては、以上でございます。

なお、資料 5 - 3 で、今回の酪肉近代化基本方針のダイジェスト版を参考までに作ってみましたので、お配りをさせていただいております。御説明は省略させていただきます。

資料 6 を御覧いただきたいと思っております。生産コスト低減目標の考え方でございます。先程来、27 年度までに、畜種ごとに 2 割程度のコスト削減を図るという御説明をさせていただいております。その具体的な手法についての考え方を畜種ごとにお示しさせていただいております。

下のカラーの部分をお覧いただきますと、北海道の酪農経営は現在、1 キロ当たり 66 円の生産費でございますが、この右側をお覧いただきますと、乳量の向上、放牧の拡大、更新産次の延長、フリーストール・ミルクパーラー方式あるいは哺乳ロボットの導入、TMR 方式での飼料給与と、これによる分離給与に比べての手間の削減、それから単収、粗飼料給与率の向上、コントラクターの利用、これらのうちから、もちろん幾つかを組み合わせることで採用することにより、27 年度、2 割程度のコスト低減は十分可能ではないかと考えているわけでございます。

また、都府県につきましても同様、現状 82 円でございますけれども、右側に書いてございますような同様な手法によりまして、2 割の低減は可能ではないかという考え方でございます。

2 ページ目でございます。肉専用種の肉用牛経営のものでございます。下のグラフ、左側が肉専用種繁殖経営でございます。現状、1 頭当たり 43 万 2000 円というのが平均コストでございますが、これにつきまして、繁殖技術の向上、具体的には初産月齢の早期化、分娩間隔の短縮等々といったものを採用する、あるいは放牧を拡大する、あるいは労働費のところにご覧いただけますように、規模拡大あるいは哺乳ロボットの導入、飼料費のところ

ございますように、低未利用資源の活用あるいは単収粗飼料給与率の向上、コントラクターの利用によりまして、これらの導入によりまして、2割程度の削減が可能ではないか。

その右側が肉用種の肥育経営でございます。素畜除きで現状33万6000円の肥育コストでございますけれども、同様に、肥育ステージですとか、個体能力に応じた肥育管理技術の向上を図る、あるいは肥育期間の短縮、あるいは繁殖部門の導入ということによる一貫経営への移行、あるいは規模拡大、あるいは低未利用資源の活用、あるいは国産稲わらの活用によって、2割のコスト低減が可能ではないかということでございます。

3ページ目を御覧いただきますと、これは乳用種・交雑種肥育経営でございます。これも現状のコストから肥育期間の短縮あるいは規模拡大、低未利用資源の活用、国産稲わらの活用で、肥育経営のコスト縮減を図る。

また、その右側が乳用種育成肥育一貫経営でございますけれども、肥育期間の短縮あるいは育成部門の導入、規模拡大、低未利用資源、国産稲わらを活用することにより、2割の実現が可能ではないかということでございます。

以上が資料6の関係でございます。

最後に資料7でございます。駆け足の説明で恐縮でございます。先程第2のところ登場いたしました生乳、肉用牛の需給見通しの関係の基礎資料でございます。

まず1ページ目、生乳の需要の方の長期見通しでございます。需要につきましては、不足しがちなカルシウムの摂取が必要ということから、現状、輸入含めて1,221万トンの需要を1,229万トンに増加するという見込みでございます。飲用牛乳、乳製品とも、それぞれ微増するという見込みでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思えます。こうした全体需要を踏まえた各地域別の飲用牛乳の需要の見通しでございます。平成22年度と27年度で算定のやり方が若干異なっております。平成22年度、前回の5年前の目標を算定するに当たりましては、趨勢値から1人当たり41キロという平均消費量を算定し、さらに下の方の丸に書いてございますけれども、各地域の値と全国値の格差が半分程度に平準化するということを前提として、5年前は地域ごとの飲用需要量見込みをはじいたわけでございます。今回は1人当たり39キロという飲用需要量を出しまして、これに各地域ごとの人口見通しを乗じるという形で、地域別の飲用需要量を出しております。

家計調査なんかを見ますと、地域ごとの1人当たりの消費量がほとんど地域差が出てこないという状況になってきましたことから、今回は地域ごとの平準化という概念を入れませんで、1人当たり39キロというものに地域ごとの人口を掛けるという形で算定させていただきます。

以上が牛乳の需要見通しでございます。

それから、3ページをお開きいただきたいと思えます。ここからが乳業の飼養頭数と生乳生産量目標の見通しでございます。

まず飼養頭数でございます。乳牛の飼養頭数、左側のグラフでございますように、長期的に漸減傾向にございます。ただ、生産努力目標にございましたように、担い手の育成・確保、あるいは支援組織の活用による省力化、飼養管理方式の導入、自給飼料生産拡大によるコスト低減に取り組むことによりまして、現状からほぼ横ばいの162万頭 現状169万頭でございます と、頭数を見込んだところでございます。特にこのうち大人の

牛の成畜頭数につきましては、更新産次を延長するという前提で、ほぼ横ばいの 119 万頭と見込んでおります。

また、経産牛 1 頭当たりの年間生産量でございますが、現状 1 頭当たり乳量 7,600 キロが今後の改良なり飼養管理技術の高度化によりまして 8,500 まで向上するということを前提といたしまして、これらによりまして現状 840 万トンの生産量が 928 万トンになるというふうに見込んでいるところでございます。その関係が右側のグラフにお示しをしております。

また、北海道、都府県別に見ますと、このグラフからも明らかなように、北海道の方は伸び傾向、都府県は若干、残念ながら減少傾向ということを踏まえまして、北海道は 501 万トン、都府県は 428 万トンということで見込んでおります。なお、酪肉近代化基本方針につきましては、生産量につきましては上下 5 % のアロアンスを見るということで幅をもって記載してございます。

4 ページをお開きいただきたいと思っております。これが乳牛の地域別の飼養頭数の見込みでございます。オレンジの欄に書いてございますように、地域別の飼養頭数は、これまでの酪農経営の地域的動向をもとに見込まれる地域別の飼養頭数の動向を基本とし、自給飼料基盤の強固な地域、具体的には北海道とそれ以外の地域の伸び率に差をつけて設定したということで、その下のグラフのような形で見込んだということでございます。

5 ページをお開きいただきたいと思っております。地域別の生産量の目標でございます。これもオレンジの欄にございますように、地域別生産量の目標につきましては、地域別の経産牛頭数に改良増殖目標も踏まえた経産牛 1 頭当たりの年間生乳生産量を乗じて設定。前回 8,600 キロという乳量を用いたのですが、今回、27 年度目標は 8,500 キロということで算定をさせていただいております。その下に北海道、東北、関東等の地域別の生乳生産量見込みを記載してございます。

6 ページを御覧いただきたいと思っております。牛肉需要の長期見通しでございます。牛肉につきましては、下のグラフでも明らかでございますように、BSE 発生の平成 13 年度を境に伸び傾向にあったのがガクッと一旦落ちております。それが少し戻してくるという傾向にあるわけでございます。こういったトレンドを勘案いたしまして、この長期的回復傾向はしばらく続くであろうということで、平成 27 年度には 157 万トン。過去のピークが平成 12 年度に 155 万トンという数字がございますので、ほぼ元に戻っていくのではないかとということで全体需要を見通しておるわけでございます。

それから、7 ページをお開きいただきたいと思っております。その中での肉用牛の飼養頭数と生産量の考え方でございます。肉用牛の飼養頭数は、上のグラフの一番上の青い線を御覧いただきますと、最近では横ばいないし微減という傾向にございますけれども、生産努力目標にございました担い手の確保・育成、あるいは支援組織の活用による省力化、規模拡大、能力向上、自給飼料拡大といった努力によりまして、348 万頭に現状より増加すると見込んでおります。

また、改良あるいは管理技術の高度化によりまして増体性あるいは分娩間隔の短縮という形の生産性向上を見込むという。これらを合わせまして、27 年度は、下のグラフにございますように、61 万トンという生産量を見込んでいるわけでございます。

8 ページをお開きいただきたいと思っております。地域別頭数の考え方でございます。これも

オレンジの欄にございますように、「これまでにおける肉用牛経営の地域的動向を基に見込まれる地域別の飼養頭数の動向を基本とし、これに自給飼料基盤の地域性や、地域内・経営内一貫生産の進展状況を考慮して、主産地（北海道、九州）とそれ以外の地域とで、地域ごとの伸び率に差を設けて設定する」という考え方を取りまして、具体的には下のグラフにございますような頭数という目標を立てておるわけでございます。

私の方から以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料8によりまして、家畜改良増殖目標につきまして、これは案でございますけれども、畜産振興課長から御説明をお願いいたします。

塩田畜産振興課長 お手元の資料8 - 1及び8 - 2でございます。家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標でございます。基本計画の中でも、畜産物の量あるいは質、あるいは生産サイドにおける生産コストの面、効率性、こうしたものにすべて改良増殖目標が関係しております。

これまで、この2つの改良増殖目標につきましては、家畜改良増殖小委員会、本日御出席の金井委員のもとで内容を審議してまいりました。また、その関連で各家畜の種類ごとに部会を計10回開きまして、内容を御検討いただいた、その案でございます。

御存じのとおり、家畜改良増殖の目標は家畜改良増殖法に書かれておりまして、家畜の種類ごとに、そういう意味では、乳牛、肉牛のみならず、豚その他家畜についての能力あるいは体型あるいは頭数について整理しております。

本日、資料8 - 1、少し分厚いでございますが、前回までに比べまして今回、一つの考え方として、分かりやすく内容を充実というんですか、厚くなっております。各家畜の種類ごとに、これまでの改良の変遷、あるいは現在持っている課題、あるいはその内容等につきまして、それぞれの家畜の種類ごとに整理したということで厚くなっております。

ちょっと急ぎますが、資料8 - 1を1ページから見ただけですでしょうか。家畜の種類ごとということで整理されております。1ページからは、まず乳用牛ということでございます。これは乳牛をめぐる情勢ということで、酪農との、あるいは肉牛生産等不可欠でございますが、1ページの下段にありますように、改良の取組と課題ということです。乳牛の場合、いい雄を作る、また雌牛については、その雌牛の能力を調べるということで、1ページから2ページの上段に向けて、これまでやってきた事業と申しますか、システムについてずうっと言及しております。その結果ということで、能力というんですか、泌乳能力が伸びたということが2ページの後半に、その成果を整理しております。

3ページに入りますと、改良増殖をめぐる課題ということで、これからも改良の目指すポイントということで、泌乳能力、繁殖能力という、能力2つあります。泌乳能力という意味では、乳量あるいは乳成分の向上、繁殖能力では初産月齢の早期化ということをやっております。

体型につきましては、これからの生涯の生産性という、できるだけ長く使えるということも含めて、それに向けた体型を作っていくということ。改良手法につきましては、これまで取り組んできた改良手法のいい雄作り、あるいは雌の能力検定等をさらに一層強化していく、充実していくということでございます。

こうした課題を踏まえて、4ページ以降に、改良増殖目標という形で、その基本的考え

方ということで整理しております。4ページの中段以降ですけど、1 泌乳期の乳量だけではなくて、更新産次を延長していったり、生涯乳量の確保をしていく。あるいは、改良基盤全般に一定頭数の確保をしながら今後、さらに改良及び増殖をしていくということであってあります。

具体的な数値で見ていただければと思います。5ページを見ていただければと思います。5ページには、能力の中で、泌乳能力のところ、表になっております。現在7,500という乳量が、5ページの下段目標のところでは8,400とあります。乳脂肪につきましては同じ数字、無脂固形、乳たんぱくにつきましては0.1ポイントほど上げていく。右端には初産月齢で26カ月を25カ月と、1カ月ですが、短くしていこうと。

また、目標の中に括弧書きで書いておりますのは、こうしたものを改良していくというのは、遺伝的に改良するということが非常に重要でございます。そういう意味で、括弧書きの中には、1年ごとの改良していく進捗という意味で、一つの目標値として括弧書きで、それぞれの欄の中に新しく書き加えた次第でございます。

以上のような、これは泌乳能力でございますが、それ以外には、一番右端の初産月齢の早期化というような繁殖能力等についても伸ばしていきたいと、以上のような状況でございます。当然、こうした能力、バックでは飼養管理の改善あるいは衛生管理の改善等々踏まえながらということでございます。

以上が改良関係ということで、6ページの後段の方にまで来ていただければ、こういう数字を作るに当たっての改良と同時に増殖ということで、こちらでは頭数が書いてあります。これは先程までの酪肉基本方針及び基本計画に即した頭数ということで、同じ数字ということで整理しております。

以上、走りましたが、乳牛につきましては以上のとおりでございます。

肉牛、これは、それぞれ肉用牛ということで、家畜の種類ごとに整理しております。8ページからは肉用牛でございます。

肉用牛というのいろいろございます。御存じのとおり、和牛と一緒にされる肉専用種あるいは乳用種、または交雑種等々ございますが、改良という視点からは肉専用種が中心だということで、8ページの後段、改良事業の変遷、同じような形で整理しております。

最初は、役肉用牛という形から肉用牛への特化したという経緯の中で、その中でいい雄作り、あるいは雌についての淘汰をして、いい雌を残していこうということで、9ページ以降、ここにつきましては、乳牛と同じような形で、いい雄作りのことと、能力が、雌側からの改良ということで、繁殖成績を中心に、また子供たちの肉質を上げていくという形での遺伝的な改良を進めてきたという経緯を整理しております。

また、こうしたものにつきましては、乳牛同様、遺伝的能力評価、これは育種学というんですか、遺伝学に基づいた数値を用いた改良を進めてきたということが一つのこれまでの経緯がございます。

9ページの後段、成果として、改良のポイントということでは、9ページの下段にございますように、種雄牛における肉質、増体、あるいは飼料の利用性。肉質の中では脂肪交雑、増体という意味では1日の平均の増体量、こうしたものをポイントにこれまで進めてきたということでございます。

続きまして、10ページ。そうした中での課題というものは、現実的な課題でございま

す。10 ページでは、(3) 肉専用種、乳用種・交雑種それぞれの共通の課題、また個別の課題ございますが、一つには、これからの効率性を問う観点から、肥育期間の短縮あるいは品質の高位平準化、その後に、イの肉専用種固有という意味では、そうした改良を進めるに当たっての一つの手法としては、優良の種雄牛の作出・利用に当たって、また、その成績ですね、肥育された成績を繁殖サイド、子牛を作るサイドに戻していくということ。また、近年的な課題では受胎率が非常に低下してきている傾向がございます。こうしたことに対する対応が求められているということでございます。

また 11 ページ。もう一つは頭数的な問題、生産基盤の拡大、まさに増頭、あるいは地方特定品種と言われる熊本、土佐、高知等の赤毛和種、あるいは東北に多い日本短角種等の増殖のこと、今後、そうした地方特有のものについてもポイントがあるかということで整理しております。

あわせて、11 ページの中は、乳用種・交雑種につきましても、それぞれ改良と申しますか、増体性を中心に今後の改善を図っていくということが課題として挙げております。

11 ページの後段、こちらが改良増殖目標のいわば本体です。肉用牛につきましては、今申し上げたようなポイント、それぞれ肥育の成績あるいは繁殖の成績等々の改善ということでございます。

具体的には数値で見えていただければと思いますので、13 ページ、肥育された肉生産という意味で代表される去勢肥育牛の能力ということで、肥育の開始時あるいは終了時、枝肉重量、1日の増体量と整理しております。こちらにつきましては、開始時を早めていく、肥育終了時も早めていく、トータルで肥育期間も短縮するということです。1日当たりの増体量を伸ばしていく。当然のことだと思います。

注の方に若干触れておりますが、目標数値は肥育期間短縮を目指したものであると、あえて書いておりますのは、肉用専用種等においては、現在もそうですが、こちらの表よりも長めに飼われて肉質をかけていくという、そうした飼育方もございます。一応国の方の改良目標につきましては、それとは別の一つの方向としては肥育期間の短縮方向という形で整理しておるということをあえて明記しております。

13 ページ以降は、その改良の手法という意味で、種雄牛を選抜するという一方で、その種雄牛の能力の向上を数値化したものでございます。こちらにつきましても今後、育種価というんですか、14 ページにその数字がありますが、育種価ということで、初めて種雄牛の産肉能力を数値化したものでございます。育種遺伝学的手法のもとでデータを整理しながら今後、改良をさらにやっていこうということで整理したものを 14 ページの半ばに載せております。

一方、15 ページ、種雄牛と同時に、繁殖能力ということで、雌牛の数値について書いております。初産月齢というのと分娩間隔ということで、いずれも受胎ということ、あるいは効率ということで、25 カ月を 24 カ月、13.2 カ月の分娩間隔を 12.5 カ月、こういうふうに整理しております。

15 ページの半ば、体型の(イ)のところがございますが、肥育素牛ということであえて明記しております。こちらについては酪肉方針の方にもありましたように、肥育段階での飼育戻し、飼育直しということの非効率性をやめていくということも含めて、それについての言及をしております。

以上のような形で整理しながら、改良手法につきましては、16 ページ以降、申し上げましたように、種雄牛あるいは繁殖牛、また産子の枝肉の成績の活用等、これまで以上にやっていくということを整理しております。

17 ページの頭数につきましては、乳牛同様、それぞれの基本計画、方針に即した頭数で整理しております。

続きまして、18 ページ。こちらは豚ということでございます。考え方は肉牛と同じような構成で整理しております。豚につきましては、どちらかということ、個体個体というよりも、最近の改良と肉生産という意味では群という形の考え方で今まで改良が進んできたということを18 ページから19 ページの上段の方に整理しております。

19 ページの方で、そうした改良ということで、19 ページの上から10 行目あたりから、このようなところがございます。一つの改良のシステムという意味では、国、都道府県等による系統造成及び民間による優良な種豚群の造成により改良を進めてきたということで、そういう意味では、民と官というそれぞれの流れの中で育種を進めてきたということでございます。今後も、それにつきましては同様かと思えます。

そして、19 ページ以降、豚につきまして、牛と若干整理が違います。これまでの成果あるいは目標につきましても、純粋種豚という項目と肥育素豚、生産用の母豚ということと、そして肥育豚という3つの項に分けて整理しております。これらにつきましては、課題につきまして同じような考え方でございます。それを21 ページで、目標のところ整理しておりますので、御覧いただければと思えます。

改良増殖目標の21 ページのところ、表は純粋種豚というのがございます。次のページに肥育素豚生産用母豚、肥育豚という3つの表がございます。肥育豚、俗に肉になる肥育された豚、その母親、お母さんである肥育素豚生産用母豚、そして、それを作る純粋種豚という3段階になっておりますので、3つの表で整理しています。いずれも繁殖能力、産肉能力、御覧のように上げていくということでございます。

そういう意味では、養豚農家にとって今、キーになるのは22 ページの表でございます。22 ページの表の上段の方で、肥育素豚生産用母豚というところの一番右に1 腹当たりの頭数というのが書いてあります。いろんな項目の結果として、年2 回ちょっと分娩して、1 年間に1 腹当たり何頭子供が離乳されるかということで、20.8 を23.3 ということ書いてあります。というように、今後、数を増やしていきたいということです。

22 ページの真ん中は、その結果出てきた肥育素豚を肥育した肥育豚についてですが、出荷月齢200 日を183 日ということで短くする。出荷体重の方は短くなりながらも大きくなるということで、110 キロを113 キロというような形で整理し、これを目標として位置付けております。

以上のような状況でございます。頭数等については23 ページに整理しております。

24 ページ以降、こうしたものの他に、馬については農用馬、競走馬、乗用馬とございます。また、28 ページ、これはめん羊でございます。現在は1 万頭ほどになりましたが、めん羊についても産肉能力、繁殖能力等を整理しております。32 ページから、こちらの方はヤギでございます。ヤギはザーネン種ということで、どちらかということ、泌乳能力を中心に整理しております。改良増殖目標として、乳量の向上等あるいは繁殖性の向上等を整理しております。34 ページに、その表があるということです。

以上が家畜改良増殖目標でございます。

続きまして、鶏だけは別途になっております。これは、家畜と併せて、同じ時期に改良増殖目標ということで鶏の改良増殖目標と整理しています。構成その他につきましては今までと同様でございます。こちらの方、鶏につきましては、御存じのとおり、卵養鶏と肉養鶏それぞれに整理するという事で、改良につきましては卵の個数、あるいは肉でいえば肉質ということを改良進めてきたということ、また今後の課題ということでは2ページ以降ですか、2ページの下段に改良増殖をめぐる課題ということで、産卵能力、産肉能力、あるいは卵質、肉質の改良ということをやっております。

3ページ以降、それに基づきまして、今後の改良増殖の数値がございます。4ページの表を見ていただければと思います。卵につきましては産卵率を上げていくということで、日産卵量等も含めて、わずかですが、向上していくということです。こちらについては、改良手法という意味では国、都道府県、民間等が広域的な連携を強化しながら進めていく。御存じのとおり、卵用鶏につきましては、外国からかなりの数でもとのひなが入ってきたりしておりますが、国内についても頑張っていくということで整理しております。

5ページは肉用鶏でございます。これらは、御存じのとおり、大半はブロイラーでございます。こちらの数値が5ページに整理しておりますが、2,600 から 2,700。日にちの方で2,700 を括弧しておりますのは、同じ重量でございますけれども、日にちを2日ほど短くしていくということで整理しております。51日で2,700を49日で2,700というふうに努力するという事でございます。

もう一方では、肉用鶏の特長で、全体にわたり書いているのは5ページの最後の行から始めているようなところで、特長ある系統の造成ということでございます。都道府県等でそれぞれ銘柄というんですか、特長ある鶏を生かしながら、在来系を生かしながら、今後とも特長あるものを作っていくということは、こうしたブロイラーと並行的に進めていくということ、を記述しております。

増殖目標につきましては、頭羽数につきましては全体のバージョンに即して整理しております。

以上、走りましたが、家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標の案でございます。資料8 - 2は、その要約版ということでございますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

資料の説明としては最後になりましょうか、資料9、パブリックコメントの結果について、畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 資料9でパブリックコメントの結果を御紹介させていただいております。

前回、2月4日の畜産企画部会以降、本日に至るまでの間、パブリックコメントという形で、要するに、インターネットに原案を載せて国民全体の方に対して御意見があればということで募ってみた次第でございます。

結果といたしまして、酪肉近代化基本方針について、次のページにありますように、1件。家畜改良増殖目標につきましては、その次のページにありますように、1件の御意見をいただいたところでございます。

この機会に御意見の内容、それに対する事務局としての考え方、それぞれお付けしてございますので、御紹介をさせていただいている次第でございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ここで一旦休憩を取りまして、休憩の後で御意見あるいは御質問をいただきたいと思えます。私の前の時計で2時55分、3時5分前まで休憩にいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

〔 暫時休憩 〕

意 見 交 換

生源寺部会長 議事を再開いたしたいと思えます。

意見交換に入る前に、本日御欠席の竹林委員から事前に、先程資料の紹介の中にもございましたけれども、御意見が出されておりますので、御紹介したいと思えます。畜産企画課長から読み上げていただければと思えます。

清家畜産企画課長 資料番号を付していない1枚紙でございます。私の方から読み上げさせていただきます。

今回示された地域別の目標値をみると、我が国最大の畜産物の生産・供給基地としての北海道に対する期待は高く、今後、果たすべき役割は益々大きくなるものと受け止めている。

- しかしながら、本道の酪農・畜産は、
- ・ 農家個数の減少と高齢化の進行
 - ・ 家畜排せつ物の適正な管理・利用
 - ・ 飼料自給率の向上
 - ・ 脱脂粉乳過剰在庫問題

への対応など様々な課題に直面していることから、今回示された目標を目指していくためには、その前提としてこれまでの取組の更なる強化が必要と考える。

このため、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の実現に向けては、

- ・ 新規就農者への支援強化等による担い手の確保
- ・ 畜産物の高付加価値化や生産コストの低減などを通じた競争力の高い生産構造の確立
- ・ 自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産の振興
- ・ 需給動向に対応した生産基盤の維持・強化

などに係る諸対策の充実を図ることにより、酪農・畜産の持続的な発展と生産者の経営安定に向けた支援を行うことが必要である。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

先程休憩前の事務局からの御説明を踏まえまして、意見交換あるいは質疑を行いたいと思います。

なお、冒頭にも申し上げましたけれども、これまでかなり議論を積み上げてきており、その上で今回が実質的には最終的な御議論の場と考えておりますので、この点、御理解の上、御議論いただければ幸いです。

御意見、御質問等、どなたからでも結構でございます、挙手をいただければと思います。福田委員、どうぞ。

福田委員 基本方針の資料5 - 2の経営指標のところです。前回の議論で具体的な数字が入っていなかったわけですが、今回、きちっとした数字が入って見えてきたわけです。

この中で、例えば2の肉用牛の繁殖経営指標というところがございます。どこのモデルを見てもいいんですけども、一つは、この中の3というところがあります。これは、水田放牧11ヘクタールで、作付延べ面積16ヘクタールで、繁殖雌牛30頭、複合経営というふうな指標のモデルでございます。

水田放牧をどういった形の放牧利用をやるのかというふうなこと、この辺は、もちろん特定の技術があるわけですが、少なくとも、この指標を見る際に、これは他のモデルについても言えるわけですが、こういった放牧形態を取るんですけど何か説明があった方が見やすいんじゃないだろうか。次の4のときにも、コントラクターというふうに書いてございますが、コントラクターの形態、これはどういうところを請け負うのか、受託するのかというところは、今でも様々ですが、10年後の一つのコントラクターの利用のあり方ということを示す上でも、何か注書きでもいいんですが、そういったことが必要じゃないかというふうに、指標を見る際に思いました。それが一つであります。

もう一点は、最後の人、経営というところに、粗収入と経営費と書いてあるわけです。複合経営ですと、複合経営全体としての粗収入、経営費が出ていると思うんです。そうであれば、その辺の肉用牛部分の内訳があれば、それも明記すべきだろうと思います。そうでなければ、話は別ですけど。

と同時に、最後に、主たる従事者1人当たり所得と書いています。これは、まさに主たる従事者の1人当たり、2,000時間というふうに区切っているわけですが、それ以外に当然、家族経営の家族労働力があるわけです。それをあえて主たる従事者1人で出したというか、経営の農業所得を全部1人当たりで見たというふうな数字になっていると思うんですね。法人のところもそういうふうな格好になっていると思うんです。あえて家族労働力の他のところを外しているというのはどういう意味合いだろうかという気がいたしました。

それから、生産コストの削減目標との絡みなんですが、生産コストの欄に、現状平均規模との比較というふうにしております。ここに出ている指標というのは、10年後の一種のあるべき姿といいたいまいしょうか、認定農業者クラスが当然達成すべき指標だと思います。

比較している大もとは現状の平均規模と比較しているということなんですが、現状の平均規模と現状の担い手、いわゆるかなり先端を行っている認定農業者クラスでも、この程度の差はあるところはあると思います。それであえて現状の平均と10年後の先端的な指標経営とを比べて削減目標という言い方は、いわゆる現状での経営内容と10年というスパンをどういうふうに考慮しているんだろうというか、その辺のところちょっと疑問に

思いました。

その辺、いずれも簡単な質問だと思いますが、お願いいたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

まず、今の点につきましてお答えいただいて、その後、委員の方からさらに御発言いただきたいと思います。

川合畜産総合推進室長 経営指標に関しまして、何点か御意見や御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

順不同でございりますが、まず一番下に主たる従事者1人当たりの所得を書いた理由ということでございます。今日御説明をしなかったんですが、資料4、これは基本計画の方でも経営展望という形で同様な指標が付いておるということでございます。資料4の14ページから経営展望というのが付いております。

特に畜産関係、米でもいいんですが、例えば16ページ以降、具体的な展望、これは水田作の例でございます。資料4、16ページを御覧いただきますと、下から5つ目ぐらいの欄に、主たる従事者1人当たり所得とございます。

なぜ農林省は1人当たり従事者所得にこだわるのかという御質問かと思えます。いわゆる担い手の議論のもともとのそもそも論に遡るわけでございますけれども、最も念頭に置いていますのは後継者問題があるわけでございます。

今、農業をやっていらっしゃる方が、それなりにと言うと語弊があるんですけども、農業を支えていらっしゃるということは間違いのない事実でございますけれども、これが先々続いて息子さんの世代あるいはお孫さんの世代、こういう形で継承されていくのかどうか。実際、どんなに基盤整備をしても、あるいは補助事業をやっても、やる人がいなくなれば、農業というのは本当にどうしようもない。やる人がいてこそその農業である。

ちょっと前置きが長くなったんですけども、そういう目線からいたしますと、家族経営でいえば御主人、あるいはそれが奥さんの場合もあるかと思えますけれども、そういう主たる従事者1人当たりの所得が他産業並みなのかどうか、親の所得、あるいは別に家族じゃなくても近隣でもいいんですけども、そういった主たる従事者、社長さんとしてメインでやっている方の所得が他産業並みなのかどうかと。

他産業並みあるいはそれ以上であれば、息子さんあるいは外から経営を見ていらっしゃる方が、この職業は非常に魅力があると、自分もやってみたいというふうに思っていたらけるんじゃないだろうか。逆に、親の所得あるいは近隣の農家の所得が他産業並み以下であれば、これだったら他産業に魅力を感じてしまうのではないかと。

そういうあれがございまして、指標として、家族全体ではなくて、主たる従事者1人当たりの所得を物差しとして採用してはどうかと。平成5年の経営基盤強化促進法ができて、それに基づく認定農業者制度ができたときから、その発想を取っております。そういった意味で、こちらの方は、主たる従事者1人当たりの所得というものを、基本計画の方も、あるいは酪肉近代化基本方針の方も同様に前面に出してお示しをしておるということでございます。

そういった意味で、奥さんという語弊があるんですけども、従たる従事者……。旦那さんが従たる従事者の場合もありますので。家族の中で従たる従事者の方は、この考え

方の中では 1,200 時間という労働時間を上限として、もちろん賃金はお支払いするという前提で、この整理としては、経費の中に家族労働たる従たる従事者の賃金分は入れ込んである。もちろん、この経費の中には雇用を雇った場合における雇用労賃というものも経営費の中に入れ込んでいるわけでございます。

ちょっと説明長くなりましたが、主たる従事者の考え方については、今申し上げたような話でございます。

それから、繁殖において、複合経営を分けるべきではないかというお話がございました。確かに、先程御指摘いただいた繁殖経営の 30 頭の複合経営につきましては、本業と複合で、特に 3 番の複合経営はトマトを想定していますので、かなり副業の方で収入を得ていただいておりますというふうになっておるわけでございますけれども、このところを分けるかどうかは、先程お示しをした基本計画の方で定めている農業展望との整合性が図り得るかどうかという点も含めて、検討をさせていただきたいと思えます。

それから、同じ繁殖経営の 3 番でいうところの水田放牧の想定している形態でございますけれども、この放牧は転作田として、必ずしも作付条件がよくないというところについては放牧をする。飼料を植える条件が非常によろしいところについては飼料作付けをするという前提で考えております。

また、コントラクターについては、繁殖の場合は基本的に経営内で収穫機械とかそういう装置を持たないという発想で、基本的にすべての飼料生産作業をコントラクターに委託するという前提で、このモデルを作っておる次第でございます。

それから、コストの部分ですね、現状との比較を取っている理由でございます。おっしゃるように、現在、担い手になっている者、例えば認定農家の平均と比較するというのも一つの考え方としてはあるのかもしれませんが、これはあくまで全国の酪農家なら酪農家の皆さんに対してモデルとしてお示しをするという性格のものでございますので、いわゆる平均的な経営規模の方が、例えば規模拡大をして、北海道で 80 頭規模になる、あるいはフリーストール・ミルクパーラーを入れて 120 頭規模になるという平均規模の方がこういう規模に移り、なおかつ 10 年後に一般化と思われる技術体系、飼養管理体系を投入した場合に、どの程度のコスト縮減が可能になるかということを目安としてお示しをするという意味で、全国平均の費用との比較をお示しさせていただいております。

また、別のところで、本文の中で費用削減目標というものもございましたけれども、あれも現在、実現している平均的な費用と、27 年度において実現を目標とする平均的なコスト水準というものを対比しているわけでございます。

今の平均的な姿から将来、モデル的経営に移行した場合にどうなるかということを明示するというところで一つのメッセージを今後、県、市町村で、さらにこれをブレイクダウンした県計画、市町村計画を作ってくださいわけでございますけれども、そういう場合のメッセージとしても、現状平均との比較ということでメッセージを送るべきではないかということで、従来からこういう考え方で費用合計というものはお示しをさせていただいている次第でございます。

十分なお答えになったかどうかあれでございますけれども、福田委員の御質問に対しましては以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

福田委員、よろしゅうございますか、とりあえずは。

あれでしょうか。これは詳しく説明すれば、ある意味では切りがないところもあるかと思えますし、基本計画よりはやや詳しい情報がこちらの方に載っているかと思えます。もちろんバックデータとしては、もっと詳細なものがあって、その要約という形にはなっているかと思えますけれども、バックデータ等について、例えば解説書のような形でこれまでお示したということはございませんか、特に。それは特にございませんか。

原田草地整備推進室長 前回の整理をした者として……。

今、お話のあったような経営指標ごとに、すべて経営のイメージを作っておりまして、放牧もコントラもすべてのことにつきまして、優良経営みたいな形での整理をしております。それにつきましては、冊子を作りまして、参考資料としまして、各都道府県の担当者にお配りします。各県でブレークダウンするときに、国の考えはこうだということを前提にメッセージを読み取ってくださいという整理をしております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

今委員、どうぞ。

今委員 経営指標のことなんですけれども、この経営指標を見ていると、北海道のことはわからないので都府県のことなんですけれども、これを見たら夢が持てるかなと思うんですけれども、このようにしていくのには生産者に頑張れということですよね、このようになるように。

結局、コントラクターにしても何にしても、いろんなかけ声は出るんですけれども、それが現実的になかなか進んでいないというところを考えると、労働費とかそういうものは2割の削減を目標にしているところに、かなりきつところがあるかなと思うんですね。

先程従たる従事者とか言いましたけれども、実際に酪農家の場合は、大概是共同経営者と思っています。そういう面で頑張っているのが私たちの世代、50代です。私たちの後継者に当たる年齢の人たちは何を頑張っているかという、改良なんですね。乳牛の改良。いかに乳量の出る牛を出すかという、その改良にかなり力を入れています。栃木県は北海道に次ぐ第2位の酪農を生産しています。そのトップクラスが栃木県的那須地域なんですけれども、その中で飼料作物の生産に頑張っているのは50代の人たちなんですね。

その人たちが10年後にはトラクターに乗れるかということを考えたときに、本当に真剣にコントラクターの整備、外部の整備ですね、それに本腰を入れなければならないというところで、今頑張ってやってみても、酪農家が先頭に立ってやるというのが非常に難しい状態なんですね。

立ち上げ準備に入ってはいますけれども、なかなか先頭に立ってやってくれる人材がないということと、ここにもありますけれども、都府県で法人化している人がコントラクター利用入ってないですよね。ヘルパーも入っていない。そういう面で見ると、そういう人たちが地域の中にいると、コントラクターの立ち上げはかなり難しくなるんですね。必要ないという人がいて、これから先、必要じゃないかという人もいる。

うまく話せないんですけれども、なかなか立ち上げが……。地域で一番発言力を持っている人が「必要ないよ」という状態ができてくるんですね、大型経営になってきますと、

発言力がありますので。そういう人たちが動かないと、もっと小さい経営の人たちは動かないという状態が起きてきています。コントラクター部分は、本当にしっかりとした支援というか、そういうものをしていただかないと、酪農家でやっていくのは難しいかなと思っています。

その支援というか、話し合いの中に、振興事務所の方が入ってくれているんですね。その人たちは、損得勘定というか、そういうのがないですから一生懸命になってくれます。でも、JAですと、なかなか勉強もしていないですから、アドバイザーとか何とかいいにしても……、ちょっとまずいですね、言葉が。

言葉はちょっと悪いかもしれないですけども、実際にそういう面でいろいろ勉強しておられる専門的な知識を持っておられる方は振興事務所の方だなと私は思っているんですね。ですから、そういう人たちに本当に真剣に取り組んでもらえるようお願いしたいなと思っています。

それと、改良のところで資料7の経産牛1頭当たりの年間乳量の生産量が10年後に8,500となっていますし、改良目標のところで8,400となっている点で、統一した方がいいのではないかなと思うんですけども、何か考えがあつてのことかどうか、この辺のことをお聞きしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 肉用牛について、肉用牛と飼料との関係について、質問というよりは、私のイメージ、私のアクションプランということの理解が、そういうことでいいのかどうかということをちょっとお聞かせ願いたいんです。

27年度に約70万トンの乳牛の頭数増を見込んでおられる。これがいけるといった場合というか、いく場合、いくためにはということもあるんでしょうけども、そうすると、非常に大雑把に見込んで、今の牛の飼い方でいうと、200万トン以上の穀類が余分に必要になってくる。

それを機軸として考えた場合、一つは肉用牛の飼い方の問題と、配合飼料原料いわゆる穀類、トウモロコシの輸入量の問題と、それから、この中でうたわれている未利用資源の有効利用という、その3つのことについて考えてみますと、まず一つは、飼い方でいうと、先程のBMS、つまり脂肪交雑のレベルを上げていこうということですから、どうしてもこれは穀類とかデンプン質の多給でやっていかないといけないという状況になって、穀類をある程度使うということになっていく。

その場合に、将来、そうじゃなくて、BMSは和牛で、こういう目標を掲げているけれども、いわゆる食育の普及ということも絡めて、リーンな油身の少ない赤肉というような方向ということも少し考えていくような、そういう展開になるのかどうかということも私自身考えるんですが、それが一つですね。飼い方の問題。

もう一つは穀類の輸入です。釈迦に説法ですが、1,100万トンぐらいのトウモロコシの輸入で、それが200万トン以上、肉用牛が増えることによって需要増加。本審議会の資料でいきますと、増えているのは和牛なんですが、肉用牛なんですが、あとののは減っているんですね。きちんと計算しなくちゃいけません、頭数の増減と穀類の需要量が案外と

トントンになって、穀類の輸入量は 10 年先も増えないんだといったような、そういうお考えというか、そういう計算が潜在的にもあるのかなというふうに考えたりもするんです。

もう一つは、未利用資源。先程のモデルの中で全部未利用資源を使っていくんだと、そして、それは労賃も含めて 2 割ぐらい低減していくんだということですが、非常に大雑把に考えて、2 割を餌代で低減していく、それは未利用資源でいくということになると、ここにありますように、和牛は、ここでは 19 万 8,000 円ですが、平均として 20 万と考えた場合、2 割だと。2 割ということは、1 頭の肥育の期間に 2 万円の飼料代が安くなる。

これも乱暴な計算ですが、例えばここに書いてあるようにデンプンかすだとか、ビールかすだとかって、いろいろ安いもので栄養価の高いものを使うとすると、キロ 10 円というふうに換算しますと、約 2 トンの飼料を未利用資源から使うということになります。

そうすると、これも非常に大雑把ですが、1 頭の肥育には 4 トンから 5 トンの量が、いわゆる飼料の量が……。穀類の量で、稲わらが 1 キロで、配合飼料が 7 キロと考えていた場合の 7 キロの配合飼料の分で考えますと、大体 4 トンから 5 トン必要だ。そうすると、未利用資源が 2 割の価格低下でいうと、量的には乾物で 2 トンぐらいになるんですね。そうすると、約 5 分の 2 ですから、かなりの量を使うということで、この計算は成立する。

何を言いたいかといいますと、つまり未利用資源を、いろいろな食品製造かすを、農産副産物を使う、それも、わらとか何とかじゃなくて、デンプン質の栄養価の高いものを使うとなった場合に、相当腰を入れてアクションプランを作ったり、ここに書かれていますように、食品業界と提携をしていくというような、かなり思い切った施設整備のことも含めてやっていかなくちゃいけないというふうに思うんです。

そこら辺の定量的なことについても、僕が今言ったように、くどいですが、10 年で 70 万頭、年間 7 万頭ということになると、それを増やしていく、誘導していくということについては、そこら辺の飼い方と穀類の輸入の問題と、それから未利用資源、その 3 つを連関させながら考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

先程言いましたように、これは私自身のイメージであり、あるいは意見ということでもあるんですが、お役所のそこら辺のお考え、将来に向けてですが、どういうふうに考えておられるかというのを聞かせていただければありがたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

中村委員 2 点、意見を申し述べます。

1 点は、基本方針の 5 の資料でもいいんですが、3 ページの担い手のところです。担い手は認定農業者を基本にという表現なんですが、本審企画部会では、「認定農業者のほか集落型経営体」云々という書き方になっている。したがって、ここでも、このポイントの部分はあわせるべきじゃないか、「認定農業者のほか」という表現に。現に、四角じゃない本文の 4 ページの ですが、「認定農業者のほか」という表現になっていますから、そういうふうにあわせるべきだというのが一つです。

もう一点は、今の阿部委員の意見に関連するんですが、飼料自給率 24 を 35 にという目標になっています。これの粗飼料、濃厚飼料の内訳を知りたいということ。多分、粗飼料は限りなく 100 に近いんでしょうが、粗飼料の場合、ホールクロップとか稲わらとか

放牧とか、やるべきことが見えるわけなんですけど、濃厚飼料の場合、上げていくというのが見えないという。

今の阿部委員の意見も関連するわけですけども、今、濃厚飼料 10%の自給率ですが、その内訳というか、何をもちって 10%にいつているのか。先程の食品産業残さが今後、活用が必要だというけど、今どのぐらい利用されているのか。濃厚飼料の麦がどのぐらいなのかとか、その辺が見えないものですから、さっきの阿部委員の関連とあわせて、上げていくための道筋というか、何をどうするというのをもうちょっとはっきりさせてほしいなという意見です。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

足立委員、どうぞ。

足立委員 資料 5 - 2、18 ページ、食育のことは随分内容を吟味していただいて、大変わかりやすくなったんですけども、18 ページのポイントの中の記述について 2 つ御検討いただけたらと思います。

一つは、箱の中の最後の一番下の行なんですけれども、前文があって、理解増進。実はこの理解増進というのが、箱の下のところ、ずうっと後のアイウエオの記述の中に全部理解増進というのが出てくるんですね。それが一つなんです。わかっているけれども、実行できないという、知識と行動の間のギャップこそ食育の最も大事なポイントで、どんなに情報があっても、それが実行につながらない抽象的な情報であったりすることが問われているわけです。

それで、同じ 18 ページの箱の下のポイントの下の 2 つの段落目、「このため、国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現すること」と、健全で安心、健全な食生活を実現することというのは、今回の新しい食料・農業・農村基本計画の中の一つのキーフレーズなんですけれども、何が言いたいかという、「理解増進」という言葉が強調されすぎて、理解が目標みたいに誤解を招くというか、記述として。そこのところについて御検討いただきたいと思います。

もう一つ、同じく箱の中、18 ページのポイントの中で、「教育関係機関と連携した子供たちへの「食」って、子供たちへの食はもちろん大事なんですけれども、これも今回、「生涯を通じた食育」というのがかなり基本的な考え方になっているので、ここで特別子供たちと言わなくても、「子供たちから始まる生涯を通しての」というように、要するに、子供たちは一つの入り口として大事な時期だというような、その検討、2 点です。

よろしくをお願いします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

このあたりで役所からございますでしょうか。

塩田課長。

塩田畜産振興課長 阿部委員及び中村委員の関係でございます。肉用牛のところ、飼い方あるいは餌の給与のことでございます。

改良増殖目標の中にも、今回の考え方として、効率というんですか、肥育効率ということで、肉質という、あえて言えば、御覧のように、改良の中でいえば、13 ページにある

んですけれども、肉質の等級につきましては、特に参考という形で整理させていただいています。

すなわち、飼い方によって肉質、BMSという等級で、5をトップとすれば、平均で3ないし4ぐらいということ、今後とも一つの目標としては同じぐらいの肉質を維持するとして飼い方を工夫するのが、餌の給与量が少なくても大きくなるというようなことで整理しております。

そういう意味では、肉質を追いかけるやり方もあるかと思いますが、一応考え方としては、肉質は、とりあえず現行の数字を横に置きながら効率をかけてくると、そういう整理しています。

この場合、餌というのは、中村委員のお話にもあるんですが、粗飼料と濃厚飼料、特に肥育の場合は濃厚飼料が多くなっていくかと思えます。繁殖の場合、御存じのとおり、粗飼料を十分食い込ませるという重要性がございます。その中で、粗飼料につきましては完全自給という形で目指していくということがございますが、飼料自給率全体が24から35という中で、粗飼料については、今申し上げたように、完全自給を目指す。

一方で、濃厚飼料の方でございます。大半がトウモロコシあるいは大豆かす等、輸入に依存している部分がございます。国内における濃厚飼料を、自給率というんですか、国内における給与量を伸ばしていきたいということで、濃厚飼料の自給率10%を14%という形で持っていこうとしています。その大半は、お話しございましたように、今後、食品残さの飼料化を中心にしております。

現行は、御存じのとおり、糟糠類というんですか、かす類が一番多いかと思えます。食品残さについては、製造業で出てきているものについては使っておりますけれども、今後は、食品残さを製造業のみならず卸、小売、外食等で、菓子くず、パンくず、その他いろんな形で出てくるものをリサイクルしていこうということで、濃厚飼料の自給、わずかかもしれませんが、10を14としていくという形で考えております。

ですから、全体の計算上、4トン、5トン、肥育においては、必要の中の2トンということまでは計算上は考えてはおりませんが、いずれにしても、粗飼料のみならず濃厚飼料、特に食品残さの活用ということで、現行は糟糠類ですけれども、食品残さをさらにもっと使いたいということで考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 原田室長、お願いいたします。

原田草地整備推進室長 今委員からのコントラクターに対する支援方策ですけれども、基本的に、今までも、あるいはこれからもそうですが、ハードにつきましては来年度から交付金という形で各県で具体的に使いやすくすることにしております。ソフトにつきましては、コントラクターの協議会がございます。この協議会で知見を集めて、そういった知見を、この前、お話ししました国の研修等で人を育てるという形に結んでいきたいと思っています。できれば、コーディネーターみたいな形で、これからもコントラクターを立ち上げることができる人たちを作っていくということで、引き続きやってまいりたいと思っております。

経営指標の法人経営の中でコントラクターを使っておりませんのは、3戸共同法人でございますので、ヘルパーコントラクターは一応、その中で賄えるということにしておりま

すが、現実には、そのときに法人経営がコントラクターの邪魔になるのではなくて、各地見ますと、法人経営が余った機械、余力のある機械と労働力で、むしろ回りの作業を受けていくと、法人経営がその場合、コントラクター化してくる例がかなり見えてきておりますので、逆に各地域で法人経営が核になってコントラクターになっていくということをむしろ進めていきたいなと思っております。

なお、JAにつきましても、300 を越したコントラクターの1割をJAが直轄でやっておりますし、大変力も入れていただいておりますので、御理解をよろしくお願いします。

塩田畜産振興課長 一点、今委員のお話の中で乳量 8,500、8,400 という数字、お話ございました。改良増殖目標の方では、御存じのとおり、能力をちゃんと調べているということで、1頭当たりの能力につきまして、以前から御存じのとおり、搾乳牛、305日という数字で、指標的に取っております。ですから、8,400 でございますけれども、基本方針等に出てくる場合においては経産牛1頭当たりで、別に305日に限らないんですけれども、経産牛1頭当たりの年間生乳生産量ということで8,500になっておりますので、基本的には同じ中で出てきますが、改良増殖目標だけは決まった形での整理ということで、8,400 にしております。

以上でございます。

生源寺部会長 川合室長。

川合畜産総合推進室長 中村委員と足立委員からのポイントの書き方について御指摘がございました。今回、ポイントというのは、私ども目玉の一つと思っております。前回までは、本文のポイントというのはございませんでしたが、今回、わかりやすく読んでいただける酪肉近にしたいという思いから、ポイントをそれぞれのパラグラフに加えさせていただいた次第でございます。

そういった意味からいたしますと、いかに本文を簡潔に、わかりやすく表すかというのがポイントの使命でございますので、そういう視点から、御指摘の点も踏まえて書きぶりの方を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 その他ございますでしょうか。

先程の穀物あるいは濃厚飼料の種類別の自給率というのは、特に中村委員から……。

中村委員 今、濃厚飼料は10%ですよね。その10%というのは何がメインで10%を構成しているのか、細かい内訳はいいですけど。

それから、先程の製造物の残さあるいは食品残さ。製造物の食品産業の残さ、何とかかすというのはかなり使われているような気がするんですが、使われてないんですか。その辺です。

生源寺部会長 これはデータ的にはどちらもあるかと思っておりますが、今日、もし無理であれば次回にでもと思っております。

需給対策室長、お願いいたします。

山本需給対策室長 先程課長からも説明ありましたが、平成15年度の濃厚飼料、国産の供給量でいいますと、糟糠類が国内産の濃厚飼料の供給の大体4割になっておりまして、あとは魚粉ですとか、麦とかの規格外品といいますか、餌用のもの、そういうものが1割なり、数パーセントの1割程度あると、そういう構成になっております。

食品残さの利用の状況でございますけれども、いろいろデータの取り方がありまして、農林水産省の統計情報部で調べた例で見ますと、現状でいいますと、食品産業から出てくる残さが年間 1,100 万トン程度あるということで、その中で飼料に回っているのが食品産業全体で 17%と、そういうのが平成 15 年度の統計情報部からの調べで出ております。

そのうちの食品製造業で見ますと、残さ発生量約 500 万トン 487 万トンですが、そのうちの 30 万トンが飼料化されていると、そういうふうな統計が出ております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

富樫委員、その後、増田委員でお願いいたします。

富樫委員 資料 5 - 2 の 26 ページ、27 ページに、地域別の生乳生産量並びに飼養頭数の表がございます。それで、要望として意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

先に竹林委員からも、北海道における生乳生産あるいは飼養頭数において、これから北海道に対する期待が大きいという表現がございました。私もそういうふうに思います。

ということで、期待が不安にならないような、これだけ北海道の乳牛に対する、酪農に対するウエートが高くなるということに関して、期待が大きいということをや不安にならないように、北海道としてのあれですね、乳牛が種畜基地としての重要性というのは、今でさえも言われているわけですが、それを再認識する必要があるのではないかと考えています。それを再認識するということは、具体的には、それを後押しするような配慮あるいは施策が、これだけのウエートを占めてくれば、やはり必要になるのではないかと考えています。

例えばの話ですけれども、これだけ都府県に乳牛を供給するわけですから、当然ながら、府県以上に産次数というんですか、生涯生産性がより大事になってくるだろうし、府県に供給するという意味で、いろんな意味での産乳性ないしは体型、あるいは繁殖、いろんな形質に関して、ワンパターンではなくて、いろんな需要に対応していくという意味からすれば、いろんな意味でのばらつきというものを持っていることが北海道において非常に重要だということで、単に改良としての目に見える平均値だけでなく、改良を生み出すところの産乳性とか体型、繁殖、そういうもののばらつきというものを維持するような、北海道においてはそういうことが非常に大事だということを、そういうようなことを維持するような改良というか、あるいはそういう施策を今度とも考えていってほしいなというふうに思っております。

生源寺部会長 増田委員、どうぞ。

増田委員 実にささいなことなんですけれども、12 ページにあります一番上の段のところで、「加工品の高付加価値化・差別化を図ることにより」という、この差別化という言葉は、もはやこういう公式な格調の高い文章の中に入っているのにふさわしい言葉ではないと思っておりますので、むしろこの差別化という言葉は入らなくても意味は「高付加価値化」で十分通じるのではないかとと思いますが、いかがでございましょうか。私としては、この言葉は書いてほしくない言葉だと思っております。

もう一つ、飼い直しのところに戻って恐縮なんでしょうございますが、9 ページです。肉専用種のイのところの 2 行目です。「肥育段階で飼い直しが行われたり」といいますのは、一

般の消費者にはなかなか通じにくい言葉でして、飼い戻しという言葉も現場では使われているようですが、ここには「いわゆる」とか少し注釈をつけていただかないと、専門家ならおわかりになるのかもしれませんがということでございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 資料7の生産数量目標の設定についての考え方等で、北海道の生乳生産ならびに牛肉生産でも相当ウエートを高めていくということが提示されています。こうした北海道における畜産物生産シェアの高まりは、牛肉や牛乳流通の基本的な問題にも関わってくると思います。

資料5 - 2の34ページ以降に、牛乳ならびに食肉の流通施策のポイントが書かれています。家畜市場の取引頭数の目標の設定に生産・流通構造の大きな変化がどう関わっているかが読みとれません。

牛肉以上に生乳流通は大きな問題を抱えることとなります。集送乳経費の削減は、恐らく2つの意味合いがあると思います。一つは、指定団体機能がまだ十分に整っていないので、従来の生産者と乳業の歴史的な関係の中で残っている錯綜した集送乳の合理化のために、指定団体機能を確保し充実していくということです。いま一つは、北海道からの生乳移送がこれからさらに高まっていくので、例えば乳業プラントはどういうふうに配置されていくべきかという計画も生乳の生産・流通変化を強く意識しなければならない問題だと思います。

ここでは単に経費を取り上げられておりますけれども、その背後にある問題を踏まえると、非常に複雑な状況を考えて目標を提示していかなければいけないと考えます。構造的に生産・流通が変わってきているということ踏まえて、どのように提示されてきたのかということがとても大事なのではないかと思います。単に何割減らすというだけでは、こうした趣旨が伝わらないのではないかと思います。

同じく35ページで、国際的な環境等について触れられています。ここでは外国産の乳製品は価格面で優位性があるという点だけが強調されておりますが、オーガニックの乳製品等が海外から輸入されるなど、必ずしも輸入乳製品は価格だけの優位性があるわけでは無いと思います。

この数年間、またこれからも国際的な乳業の編成が急ピッチに進んでいくようになります。大きな乳業の合併やグループ化が進む。こうした変化を踏まえて、伝統的な乳製品、脱脂粉乳、バターではなくて、カゼイン、ラクトフェリンといった乳成分や高品質・機能性乳製品などが生産され輸出されていく方向に変わっていかうとしています。

そういう国際的な大きな変化の中で、国内の乳業のあり方を考えていかならば、あまり価格面だけを強調するのではなくて、品質面での向上または安全性や信頼性の高い乳製品製造の推進も同じように強調しておかないといけないのではないのでしょうか。

最後に3番目ですが、資料8 - 1改良増殖目標の10ページに、肥育牛の枝肉情報が十分に活用されていないということが記述されています。ここでは種雄牛の評価について関連して触れられておりますけれども、枝肉格付けなどの市場での評価情報を繁殖経営にどうやって戻していくか、フィードバックしていくかを検討していくべきでしょう。種雄牛の

的確な評価だけではなくて、より広く繁殖経営そのものの向上にもかかわることですので、情報のフィードバックは欠かせないのではないかと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

岸委員、どうぞ。

岸委員 資料5 - 2の最後に、私が参考としてお願いした表がついております。それは現状と見通しを対比した表なんですけれども、私がお願いしたのは、増田委員が先程言われたように、国民誰でもわかるような数字にするためには、現状と対比が要るだろうと思ってお願いをしたんですね。これの扱いはどうなりますか。つまり、資料5 - 1の本文の方ですね、正規の基本方針の案に、これはくっついてないわけですね。

例えば36ページとか37ページあたり、あるいは39ページあたりの牛乳の工場とか家畜市場のところにはちゃんと対比が出ているんですね。ところが、前の方の生産数量等には対比がないものですから、正直言って、私なんか、これを見ても全くわからないんですよ、どれくらい伸びるのか伸びないか。

でも、今度、この参考の表をいただきますと、例えば肉用牛というのは全部の地域で増やすということになっているんですね。相当大変な目標だということが一遍にわかるんですね。だから、頑張ってもらわなければいけないなということすぐわかると思うんですよ。何かの形で現状との対比をどこかに……、僕は参考でも構わないと思うんですけども、一枚付けていただくのがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

ちなみに、今日資料3で配られています食料・農業・農村基本計画の案には、例えば自給率の目標にしても、みんな対比が出ていますね。現状との対比が出ています。そうすると、これくらい頑張らなければいけないんだということがよくわかるわけです。その扱いがどうなのかということをお教えいただければと思います。

生源寺部会長 今の点は、例えば25ページに生乳の地域別の需要の長期見通し、これは本文の中に入っているわけでありましてけれども、例えば……

岸委員 例えば25ページには、地域別の表が出ていますね、数量が。これは目標であって、現状がわからない。隣に現状が出ていれば、非常にわかるんですけどね。それで僕はお願ひして、あえて参考として出していただいたんです。今からここへ入れるのは大変でしょうから、参考でいいんですけども、どこかに現状との比較がきちんとあると非常にわかるんじゃないかと思ったんです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

このあたりで一度切らせていただいて、役所から、松島課長、どうぞ。

松島牛乳製品課長 矢坂委員から御質問ございました生乳流通の広域化に対応した指定団体の機能強化、また乳業の再編といったものも考えるべきではないかという御指摘がありました。

まさにそのとおりで、北海道からの生乳移出量、最近伸びていることに対応した流通といったものが大事じゃないかと考えておりました、具体的には資料5 - 2の34ページの下から5行目、6行目のところですね、「指定生乳生産者団体が相互の連携を密にし、季

節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生産流通システムを構築するなど」という形で記述しております。

また、乳業の再編につきましても、この方針には最終的な工場の目標数とかコストの削減目標というもののしか記載されてございませんが、目標を設定する根拠を算定するに当たりましては、流通の広域化を想定して、一応の試算をしています。ただ、文章にはそういったことは書いてございませんので、そういったものを勘案して再編を進めるといったことを書けるかどうか、さらに私どもで検討したいと思っております。

2点目としまして、国際化への対応という中で、価格だけではなくて、品質面での点についても強調すべきではないかという御指摘がございました。これについては、もちろん国産品のさまざまな消費者ニーズに対応した品質の向上といったものは、基本方針全体に流れている思想でもございますし、牛乳・乳製品につきましては、36ページなり37ページのところに具体的に記載されてございます。

ただ、脱脂粉乳、バターにつきましては食品工業の加工原料でございますので、もちろん品質面を重視した輸入というのもございますし、これも今後増えてくる部分があると思えますが、大宗は価格面での優位性という形で、国産品か輸入品かというものの選択が決まってくるというふうに私どもは理解しています。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

塩田課長、お願いいたします。

塩田畜産振興課長 まず富樫委員の乳用牛の改良のことでございます。酪農家の皆さん、それぞれ乳用牛、搾乳牛、飼われているときに、それぞれ経営にあったものを飼われるんですが、そこで能力というんですか、泌乳成績と体型と両方ポイントにされていると思えます。

それをどう変えていくかということにつきましては、一番変える手法としては、どういう種雄牛をかけあわせて子供たち、娘牛を作っていくかということで、種雄牛については体型の特徴、種雄牛の子供たち、娘牛の体型の特徴と、泌乳成績というんですか、乳量あるいは乳質、そうしたデータ、大きく2種類の体型と能力のデータを用いて、皆さん方、活用されているものですから、今後とも、そのあたりにつきましては同様だと思います。

文面では、6ページの上から7行目ぐらいのところに、後代検定についてということで、種雄牛の血縁あるいは体型データの収集の充実強化ということも触れさせていただいていますので、そういう中で、資源というんですか、遺伝資源というんですか、いろんな特徴あるものを種雄牛として提供していく。こういうのが一番得策かと思えますし、それを活用いただければと思います。

続きまして、矢坂委員の御質問の中で、肉用牛の肥育牛の成績をフィードバックしていくというお話ございました。当然ながら、肉になったと畜の成績の量とか質の成績を単に雄牛の成績としてまとめるだけでなく、繁殖農家の方々に、生まれた子供がどういう肉になったかということに戻すことは大事だと思っております。

ただ、現状の中では、肥育成績というのは肥育農家の方の結晶ということで、成果ということで、肥育農家の御了解を得ながらデータを集めているということで、現在、全体の出荷されている肥育牛の2割強ぐらいは既にデータは集まっております。また、それを農

家の方々に返していくということも一方しておりますので、このあたりについて、私どもポイントとしてございます。

16 ページの方に、改良手法の（イ）のところに、そういうことで、周辺のこと、「繁殖雌牛あるいは種雄牛の繁殖能力に係る遺伝的能力評価の活用に」ということで、こうした産子のデータを使っていこうということで、私どもとしては推奨している。

以上のように整理しております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今の関連で、先程阿部委員からお話のあった赤身肉についてどうかということについて何かございますか。特になければ別ですけども。

廣川生産技術室長 先程の繰り返しになるかもしれませんが、今回の改良増殖目標の議論の中では参考にしたぐらいのことで、特にそこに力点を置いて見ていくんですけども、肉質は見ていくんですけども、そこに力点を置いてということではなくて、生産性ということで、早く大きくすると。先程来ありますけれども、飼い直しと飼い戻しということはやめていこうと、そんなことで、増殖目標、改良の方向としては、肉質はそろそろそんなに重点化しないでおこうというふうに整理しております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、記述の方法、表現方法について幾つかあったと思います。

川合畜産総合推進室長 増田委員から、差別化、飼い直しについての書き方につきまして御意見をいただいたところでございます。

差別化と書いたのは、商品の差別化とかそういうことで結構使われることが多いということもございまして、高付加価値化と並べて、他との違いを示すという意味で差別化という言葉を使わせていただいた次第でございます。このところの表現の問題でございますので、また御相談をさせていただきながら、最終案に向かって、どうしても適当でないということであれば、また検討させていただければと思います。

また、いわゆる飼い直しという表現に直すべきではないかという点については、そのとおりかと思っておりますので、そういうふうにさせていただければと思います。

それから、岸委員からございました最後の現状との対比の表でございます。資料5 - 1についておりませんのは、これは最終的に官報掲載になりますので、官報掲載という性格ではないのではないかとということで、5 - 1には付けなかったんですが、これから酪肉近代化基本方針を地方なり関係団体なりに普及、PRしていく際には、添付した形で普及ということに努めていければと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 官報掲載という場合には、現状の数字を掲げるとまずいということは、私にはよくわからないような気がするんですけど、基本計画も現状の数字が出ていて閣議決定されていくというプロセスを経ていくと思います。

岸委員 今から書きかえるのは大変だろうと思ったから、僕は遠慮したんです。それかといって、5年先に作る次の基本計画では直してくれというのも変ですしね。だから、せめてどこかにくっつけていただく方が……。僕なんか、よくわからないんです、こういうものがないと。その方が親切ではないかという意味で申し上げているわけで、部会長のよう、それほど官報にこだわるわけではないんですけどね。一部は現状が入っていて、肝

心の部分に現状が入っていないというのは、何か物足りない感じを受けます。

生源寺部会長 ありがとうございます。これも検討していただければありがたいと思います。

その他いかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

千葉委員 資料5 - 2なんですけれども、細かいことで申しわけございませんが、人材の育成・確保のところですか。

これは印象で、これでもいいと言えはいいんですが、ポイントのところの「家族経営協定の締結促進による女性の認定農業者の拡大など女性が活躍しやすい環境整備」ということで、家族経営協定の締結促進というところだけ、そうではないんでしょうけれども、それが中心になってしまっていて、ポイントではなくて、その下のところでは具体的にもうちょっと書かれておりますので、もし可能であれば、もう少し含み込むようなポイントの書き方をしていただけないだろうかというのが1点です。

それから、の女性が活躍しやすい環境整備のところですが、2段落目のところの、細かいことで申しわけありませんが、「また、地域方針決定過程」云々のところで、最後のところで、「仕事と子育ての両立のための支援活動を推進する。」というふうに書いているんですけども、ここの中身を読みますと、ヘルパーの活用などは仕事と子育ての両立のための支援活動になるかと思うんですが、この前で書かれていることは、必ずしも仕事と子育ての両立のための支援活動というのに適当なのかなと、ここら辺も場合によっては修正をしていただければなと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今の点は、読みますと、二義的に取れますね。どこからどこまでが修飾しているかということについて、ちょっとあいまいなところがあるかと思しますので、ここも御検討いただきたいと思います。

その他いかがでございましょうか。

今の点について何かございますか。特に御検討いただくということでよろしいですか。

川合畜産総合推進室長 表現ぶりにつきましては、検討をさせていただきたいと思いません。

生源寺部会長 その他御注意いただく点があれば、遠慮なく御発言いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。役所の方から、特によろしいでしょうか。

それでは、お約束の時間もまいっておりますので、このあたりで本日の議論は閉じたいと思えます。

閉 会

生源寺部会長 いつものことではございますけれども、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございました。

本日いただきました御意見につきましては、一応部会長であります私の方で預らせていただき、3月22日に予定されております、次回、このテーマでの最後の畜産企画部会

の場までに、事務局と調整した上で、その取り扱いを決めさせていただいてはどうかと考えております。本件の取り扱いにつきましては、私に御一任いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、個別にいろいろ御相談することも、あるいはあるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

本日の畜産企画部会は、これにて閉会いたします。

なお、次回の部会の日程、私が今申し上げましたけれども、改めて事務局からお願いいたします。

清家畜産企画課長 次回でございますが、最終回ということで、22日、時間は夕方の4時半からということで予定をしております。場所はここではございません。本省の省内の会議室、4階の第2特別会議室というのがございますが、そこで開催したいと考えております。

また、最終回ということでございますので、会議を終了いたしました後で、簡単な懇親会を用意したいと存じます。詳細につきましては、追って御連絡申し上げますが、委員各位におかれましては、お時間の許す限り、こちらの方への御出席もよろしく願いしたいと思います。

本日は、長時間にわたり熱心な御議論いただき、ありがとうございました。